

○大洗町原油価格高騰対策貨物運送事業者支援金交付要綱（令和 5 年 6 月 12 日告示第 327 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、原油価格の高騰による輸送コストの増加及び収益の減少等の厳しい経営環境にある貨物運送事業者に対し、地域の物流維持及び事業者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において大洗町原油価格高騰対策貨物運送事業者支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和 52 年大洗町規則第 22 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 貨物運送事業者

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 2 条第 2 項に規定する、一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。

（2） 自動車

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する、自動車をいう。

（3） 車検証

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項に規定する、自動車検査証をいう。

（交付対象者）

第 3 条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす貨物運送事業者とする。

（1） 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の範囲に該当すること。

（2） 町内に本社又は営業所を置く法人又は個人事業主であること。

（3） 今後も継続して営業する意思があり、事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。

（不交付要件）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

（1） 自己又は自己の役員等が、次のいずれかに該当する者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の

維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 未納となっている町税がある者

(3) 前各号に掲げる者のほか、町長が支援金を受給することについて適当でないと判断する者

(交付対象車両)

第 5 条 支援金の交付対象となる車両(以下「交付対象車両」という。)は、申請日において交付対象者が現に使用しているものであって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす自動車とする。ただし、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1 項第 2 号に規定する被けん引自動車は除く。

(1) 自動車の種別が、道路運送車両法第 3 条及び道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 2 条に規定する、普通自動車及び小型自動車であること。

(2) 車検証における「自家用・事業用の別」欄に事業用の記載があること。

(3) 車検証における「使用の本拠の位置」欄に記載された住所が町内住所地であること。

(4) 車検証における「有効期間の満了する日」欄に記載された年月日が申請日以降であること。

(支援金の額等)

第 6 条 支援金の額は、次の各号に掲げる交付対象車両の区分に応じ、当該各号に定める額に、交付対象車両の台数を乗じて得た額とする。

(1) 普通自動車、けん引自動車 1 台当たり 10,000 円

(2) 小型自動車 1 台当たり 5,000 円

2 支援金の交付は、1 交付対象者につき 1 回限りとする。

(給付金の申請及び請求)

第 7 条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和 5 年 10 月 31 日までに、大洗町原油価格高騰対策貨物運送事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し

(2) 交付対象車両一覧(様式第 2 号)

(3) 交付対象車両の車検証の写し

(4) 事業活動を行っていることがわかる書類の写し

(5) 本人確認書類の写し(個人事業主のみ)

(6) 振込先口座が確認できる書類(通帳の写し等)

(7) その他町長が必要と認める書類

(宣誓又は同意事項)

第 8 条 申請者は、次の各号に掲げる事項について宣誓又は同意をするものとし、当該宣誓又は同意を

しない者には、支援金を支給しない。

- (1) 第 3 条に規定する交付対象者であること。
- (2) 第 4 条に規定する不交付要件に該当しないこと。
- (3) 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。
- (4) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、町長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- (5) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、第 10 条第 2 項の規定に従い、支援金の返還を行うこと。
- (6) 町税の未納の有無について、町長が確認すること。

(交付決定)

第 9 条 町長は、第 7 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大洗町原油価格高騰対策貨物運送事業者支援金交付決定通知書(様式第 3 号)により通知し、支援金を交付するものとする。

(虚偽や不正への対応)

第 10 条 町長は、申請者が第 3 条に規定する交付対象者に該当しないと疑われる場合、第 4 条に規定する不交付要件に該当すると疑われる場合又は虚偽や不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取又は立ち入り検査を行うことができる。なお、既に支援金を交付した場合も同様とする。

- 2 町長は、前項の調査の結果、申請者が第 3 条に規定する交付対象者に該当しないこと、第 4 条に規定する不交付要件に該当すること又は虚偽や不正な手段により申請したことが支援金の交付決定後に判明したときは、既に行った交付決定を取り消し、既に交付した支援金については、申請者に返還期日を定めて、返還を命ずることができる。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 6 月 12 日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前にした行為に対する第 10 条の規定の適用については、同項に規定する日以降も、その効力を有する。